

## 北上市立小中学校就学規則の一部を改正する規則

北上市立小中学校就学規則（平成20年北上市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(健康診断の案内) <p>第5条 教育委員会は、学校保健安全法第11条の規定により就学時の健康診断（以下単に「健康診断」という。）を行うときは、政令第2条の学齢簿に基づき、就学予定者の保護者に<u>様式第1号</u>により通知しなければならない。ただし、学校保健安全法施行令第1条第2項の就学予定者（当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う就学前の健康診断を受けていないときに限る。）については、別に定める方法により通知するものとする。</p>	(健康診断の案内) <p>第5条 教育委員会は、学校保健安全法第11条の規定により就学時の健康診断（以下単に「健康診断」という。）を行うときは、政令第2条の学齢簿に基づき、就学予定者の保護者に<u>健康診断通知書</u>により通知しなければならない。ただし、学校保健安全法施行令第1条第2項の就学予定者（当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う就学前の健康診断を受けていないときに限る。）については、別に定める方法により通知するものとする。</p>
2 [略] (就学通知) <p>第8条 政令第5条及び第6条の規定による児童生徒等の就学すべき学校及び入学期日の保護者への通知並びに政令第7条の規定による小学校又は中学校の校長への<u>通知の様式</u>は、次の各号に掲げる通知の区分により、当該各号によるものとする。</p>	2 [略] (就学通知) <p>第8条 政令第5条及び第6条の規定による児童生徒等の就学すべき学校及び入学期日の保護者への通知並びに政令第7条の規定による小学校又は中学校の校長への<u>通知</u>は、次の各号に掲げる通知の区分により、当該各号によるものとする。</p>
(1) 政令第5条第1項及び第2項の規定による通知 <u>就学（新入学）通知書（様式第2号）</u> (2) 前号の通知に基づき小学校又は中学校の校長への政令第7条の規定による通知 <u>就学予定者通知書（様式第3号）</u>	(1) 政令第5条第1項及び第2項の規定による通知 <u>就学（新入学）通知書</u> (2) 前号の通知に基づく小学校又は中学校の校長への政令第7条の規定による通知 <u>入学通知書発行対象者一覧</u>

(3) 政令第6条各号の規定による通知及びこれによる政令第7条の規定による小学校又は中学校の校長への通知 就学（転入学）通知書（様式第4号）

（入学手続）

第9条 保護者は、教育委員会から前条第1項第1号の就学（新入学）通知書又は同項第2号の就学（転入学）通知書が交付されたときは、学校に提示して、入学手続を行わなければならない。ただし、第11条、第13条及び第15条の手続を行うときは、この限りでない。

（特定地域の学校選択の手続）

第10条 [略]

2 前項の規定による意見の聴取は、あらかじめ当該保護者に期限を付して指定学校選択案内通知書兼申出書（様式第5号）を送付又は提示し、保護者からの回答を受けることにより行うものとする。この場合において、期限までに回答がないときは、保護者が第3条の規定に基づく指定学校を選択したものとみなす。

（就学義務の猶予及び免除）

第11条 保護者は、法第18条及び省令第34条の規定により、児童生徒等を就学させる義務の猶予又は免除（以下「就学猶予等」という。）を願い出るときは、就学義務猶予（免除）願（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項による願い出により就学猶予等を決定したときは、就学義務猶予（免除）決定通知書（様式第7号）

(3) 政令第6条各号の規定による通知及びこれによる政令第7条の規定による小学校又は中学校の校長への通知 就学（転入学）通知書

（入学手続）

第9条 保護者は、教育委員会から前条第1号の就学（新入学）通知書又は同条第3号の就学（転入学）通知書が交付されたときは、学校に提示して、入学手続を行わなければならぬ。ただし、第11条、第13条及び第15条の手続を行うときは、この限りでない。

（特定地域の学校選択の手続）

第10条 [略]

2 前項の規定による意見の聴取は、あらかじめ当該保護者に期限を付して指定学校選択案内通知書兼申出書を送付又は提示し、保護者からの回答を受けることにより行うものとする。この場合において、期限までに回答がないときは、保護者が第3条の規定に基づく指定学校を選択したものとみなす。

（就学義務の猶予及び免除）

第11条 保護者は、法第18条及び省令第34条の規定により、児童生徒等を就学させる義務の猶予又は免除（以下「就学猶予等」という。）を願い出るときは、就学義務猶予（免除）願を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項による願い出により就学猶予等を決定したときは、就学義務猶予（免除）決定通知書を保護者に通

)を保護者に通知すると同時に、当該児童生徒等の住所地の通学区域の校長にその旨通知しなければならない。

### 3 [略]

(指定学校の変更)

第13条 政令第8条の規定により保護者が指定学校の変更を申し立てるときは、指定学校変更申立書（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

### 2 [略]

3 教育委員会は、指定学校の変更を承認するときは、保護者に指定学校変更承認通知書（様式第9号）を送付すると同時に、関係する校長にその旨通知するものとする。

(区域外就学等)

第15条 保護者は、政令第9条第1項の規定により市内に住所を有する児童生徒等（視覚障害者等を除く。）を当市が設置する小学校又は中学校以外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校に就学させようとするときは、区域外就学等届（様式第10号）に同項の就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、同条第2項による協議が行われたときは、区域外就学等届の提出があったものとみなす。

2 保護者は、政令第9条第1項の規定により他の市町村に住所を有する児童生徒等（視覚障害者等を除く。）を当市が設置した小学校又は中学校に就学させようとするときは、区域外就学願（様式第11号）を教育委員会に提出しなければなら

知すると同時に、当該児童生徒等の住所地の通学区域の校長にその旨通知しなければならない。

### 3 [略]

(指定学校の変更)

第13条 政令第8条の規定により保護者が指定学校の変更を申し立てるときは、指定学校変更申立書を教育委員会に提出しなければならない。

### 2 [略]

3 教育委員会は、指定学校の変更を承認するときは、保護者に指定学校変更承認通知書を送付すると同時に、関係する校長にその旨通知するものとする。

(区域外就学等)

第15条 保護者は、政令第9条第1項の規定により市内に住所を有する児童生徒等（視覚障害者等を除く。）を当市が設置する小学校又は中学校以外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校に就学させようとするときは、区域外就学等届に同項の就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、同条第2項による協議が行われたときは、区域外就学等届の提出があったものとみなす。

2 保護者は、政令第9条第1項の規定により他の市町村に住所を有する児童生徒等（視覚障害者等を除く。）を当市が設置した小学校又は中学校に就学させようとするときは、区域外就学願を教育委員会に提出しなければならない。

ない。

3 教育委員会は、前項に規定する就学を承諾しようとするときは、区域外就学承諾書（様式第12号）を保護者に交付すると同時に、その児童生徒等を就学させるべき小学校又は中学校の校長に対し、その旨通知するものとする。

（日本国籍を有しない者の就学）

第16条 日本国籍を有しない者の保護者が就学を希望する場合は、日本国籍を有しない者の就学許可願（様式第13号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

（児童生徒等の異動通知）

第17条 教育委員会は、学齢簿の記載事項のうち児童生徒等の本人に関する事項の加除訂正を行ったときは、当該小学校又は中学校の校長に対し、児童生徒等異動通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（視覚障害者等の就学）

第18条 [略]

（補則）

第19条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第14号までを削る。

附 則

3 教育委員会は、前項に規定する就学を承諾しようとするときは、区域外就学承諾書を保護者に交付すると同時に、その児童生徒等を就学させるべき小学校又は中学校の校長に対し、その旨通知するものとする。

（日本国籍を有しない者の就学）

第16条 日本国籍を有しない者の保護者が就学を希望する場合は、日本国籍を有しない者の就学許可願を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

（児童生徒等の異動通知）

第17条 教育委員会は、学齢簿の記載事項のうち児童生徒等の本人に関する事項の加除訂正を行ったときは、当該小学校又は中学校の校長に対し、児童生徒等異動通知書により通知するものとする。

（視覚障害者等の就学）

第18条 [略]

（申請書等の様式）

第19条 この規則に規定する申請書、届出書その他書類の様式は、教育長が別に定める。

（補則）

第20条 [略]

この規則は、令和7年12月15日から施行する。